「地方法人税額（(3)×10.3%－(((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」)＋(法人税申告書別表一「4」))と0のうち多い金額)－(法人税申告書別表一「4」)と0のうち多い金額（マイナスの場合は0）」を「地方法人税額（(3)×10.3%－(((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」)＋(法人税申告書別表十七(三の六)「1」))－(法人税申告書別表一「4」))と0のうち多い金額）」に改め、同表の記載要領第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同第四号中「9」から「11」まで」を「(9)」から「(11)」まで」に改め、同号を同第三号とし、同第五号中「13」から「19」まで」を「(13)」から「(19)」まで」に改め、同号を同第四号とする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の地方法人税法施行規則別表二及び別表二付表一の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和七年四月一日以後に終了する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用し、法人の同日前に終了した課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第四十五号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号及び第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「満たない場合」の下に「（措置法第六十六条の十一の三第四項の規定の適用がある場合を除く。）」を加え、「（次に掲げる法人にあっては、それぞれ次に定める金額以下）」を削り、同号イからハまでを削り、同条第十三号中「又は第二項」を「から第四項まで、第六項又は第七項」に改め、同条第十四号を削り、同条第十五号を同条第十四号とし、同条第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十一号を同条第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　措置法第四十四条の六第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十八号ロ中「、第四十二条の十二の七第一項から第三項まで」を削り、同条第七十六号を同条第七十七号とし、同条第六十四号から第七十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十三号イ中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加え、同号を同条第六十四号とし、同条第六十二号を同条第六十三号とし、同条第四十一号から第六十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十号の次に次の一号を加える。

四十一　措置法第五十九条の三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額